

令和6年度 保育施設の入所受付

かすみ湖ホームページでも書類をダウンロードできます⇒



市立保育所2所、民間保育所4所、認定こども園3園、地域型保育事業所1所の入所児童を募集します。入所(入園)を希望する方へ、申込書配布日や場所などをお知らせします。

☎ 子育て支援課 (千代田庁舎)

申込書類配布日

市内保育施設希望者: 11月1日(水)～
市外保育施設希望者: 随時

配布場所

子育て支援課(千代田庁舎)、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)、中央出張所、各保育所(園)

※その他の必要書類などの詳細は、入所申込書と一緒に配布される『保育施設利用のご案内』をご確認ください。

対象となる児童

市内に住所があり、次の理由で保育を必要とする児童

- 1 家庭外労働や家庭内労働(自営業、農業、内職など)をしている方の児童
- 2 妊娠中または出産後間もない方(産前8週間、産後8週間の期間入所)の児童
- 3 自身の疾病、病人の看病や介護をしている方の児童 など



注意事項 ◎面接の際には、必ずお子さんと一緒に来所(園)してください。

- 1 第一保育所は令和6年度末をもって閉所とする方針のため、令和6年4月以降の新規受付は行いません。
- 2 面接日に来所できない方は、申請後に第1希望の保育所(園)へ連絡し、別日に面接を行ってください。
- 3 定員を超えている場合は、審査により第2・3希望、または空き待ちとなります。
- 4 【市内】第1希望の施設により、申請先が異なります。下記の表をご確認ください。
- 5 【市外】保育所(園)・認定こども園(保育認定)・地域型保育事業所に入所を希望する場合、申込先は子育て支援課となります。必ず事前に希望施設のある自治体へ、締切日・必要書類・受入可能年齢を確認してからお申し込みください。

保育所(園)紹介

※保育希望の場合、全体の申し込み状況により、審査による利用調整を行います。
※認定こども園・幼稚園の教育認定については、各施設にお問い合わせください。



保育所(園) ▶【申込受付場所】子育て支援課(千代田庁舎1階) ※電子申請も可能です⇒

区分	名称	受入年齢	住所	電話番号	受付期間	面接日時
市立	やまゆり保育所	産休明け～	五反田298-20	0299-59-2172	11月20日(木)～ 12月8日(金)	12月12日(水) 13:30～15:00
	わかぐり保育所	1歳児～	下稲吉519-2	0299-59-2882		12月12日(水) 13:30～15:00
民間	のぞみ保育園	産休明け～	東野寺495-1	0299-23-5281	11月20日(木)～ 12月8日(金)	12月13日(木) 13:00～16:00
	霞ヶ浦保育園	産休明け～	坂4458-1	029-896-2200		12月11日(火) 13:30～15:30
	プルミッコ保育園	産休明け～	稲吉南2-9-1	029-834-7003		12月12日(水) 13:30～15:00
	千代田保育園	産休明け～	下稲吉2402-1	029-832-6550		12月13日(木) 13:30～16:00

認定こども園(保育認定) ▶【申込受付場所】各施設

区分	名称	受入年齢	住所	電話番号	受付期間	面接日時
民間	神立幼稚園	産休明け～	稲吉2-18-8	029-831-0328	11月20日(木)～ 12月8日(金)	施設へお問い合わせください。
	くりのみ自然幼稚園	満2歳～	穴倉6204-13	029-831-4510	10月1日(水)～ 随時	
	美並未来みなみこども園	産休明け～	上大堤210-1	029-897-2770	11月27日(月)～ 12月1日(金)	

地域型保育事業所(小規模保育) ▶【申込受付場所】同施設

区分	名称	受入年齢	住所	電話番号	受付期間	面接日時
民間	キッズランドなないろしもいなよし園	産休明け～ 2歳児	下稲吉2632-11	0299-56-5761	11月20日(木)～ 12月8日(金)	施設へお問い合わせください。

オレンジリボン・児童虐待防止推進

キャンペーン

11月は「児童虐待防止月間」です。市では、「茨城県子どもを守ろうオレンジリボンたすきリレー2023」に参加し、子ども虐待防止啓発活動に取り組みます。

オレンジリボン運動とは?

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。運動を通して虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

☎ 子育て支援課 子ども未来室 (千代田庁舎)

「もしかして？」
ためらわないで！ 189 (いちはやく)

※令和4年度「児童虐待防止推進月間」の標語

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく
189 親子のための
相談 LINE →



農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者がより良い老後生活を過ごすことができるよう、国民年金に上乘せして受給できる公的な年金制度です。
他の年金制度よりも農業者にさまざまなメリットがあります。

☎ 農業委員会事務局 (霞ヶ浦庁舎)



1 農業に従事されている方は誰でも加入可

60歳未満の国民年金第1号被保険者であり、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2 少子高齢時代に強い年金(積立方式・確定拠出型)

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まります。自分が目標とする年金額に向けて、保険料(月額2万円～67,000円)を自由に決められて、いつでも見直せます。

3 終身年金 + 死亡一時金

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

4 税制面での優遇措置

支払った保険料は、ご家族分の分も含めて全額が社会保険料控除の対象で、所得税、住民税、復興特別所得税の節税につながります。

保険料などの年金資産に対する運用益も非課税です。さらに、被保険者または受給者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金も非課税となります。

5 保険料の国庫補助

一定の要件を満たす農業者には、政策支援加入の保険料が月額2万円で固定され、最高1万円の国庫補助を受けることができます。

詳細は、「農業者年金基金」のホームページをご覧ください

